平成２７年（再イ）第９号
福岡県太宰府市石坂３丁目８番17―210号
再生債務者　生田　久雄
1　決議に付する再生計画案　平成27年３月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年４月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年４月28日まで
平成27年４月７日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第２７９号
福岡市東区西戸崎２丁目27番20号
再生債務者　山橋　芳廣
1　決議に付する再生計画案　平成27年３月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年４月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年４月30日まで
平成27年４月９日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第１３号
福岡市南区的場１丁目16番10号133号
再生債務者　神崎　将芳
1　決議に付する再生計画案　平成27年３月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年４月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年４月30日まで
平成27年４月９日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第２１号
福岡市博多区東平尾１丁目４番33―303号
再生債務者　鬼束　真理
1　決議に付する再生計画案　平成27年４月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年４月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年４月30日まで
平成27年４月８日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第２４号
長崎県長崎市立岩町２番13号、開始決定時の住所長崎県長崎市泉１丁目３番６号
再生債務者　小浦奈津美
1　決議に付する再生計画案　平成27年３月31日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年４月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年４月30日まで
平成27年４月13日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第３１号
滋賀県甲賀市水口町名坂53番地―101号
再生債務者　松井　　明
1　決議に付する再生計画案　平成27年３月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月７日まで
平成27年４月13日　津地方裁判所四日市支部

平成２７年（再イ）第４号
三重県伊勢市竹ケ鼻町357番地３
再生債務者　松本　一郎
1　決議に付する再生計画案　平成27年４月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月７日まで
平成27年４月13日
津地方裁判所伊勢支部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１９年（再イ）第１２１１号
京都府亀岡市古世町西内坪９番地４　402号ヴィベールⅡ、認可決定時の住所大阪府寝屋川市木屋元町11番７号
再生債務者　姉川　信裕
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年１月８日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成27年４月10日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第２３号
横浜市中区新山下３丁目13番20―602号
再生債務者　深町　美紀
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年３月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年４月27日まで
平成27年４月13日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（再ロ）第５号
徳島県徳島市中吉野町４丁目22番地の１　金剛シャンブル２―102号室
再生債務者　森　　哲也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年３月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年５月７日まで
平成27年４月９日　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（再ロ）第６号
徳島県板野郡北島町中村字竹ノ下31番地２　パレスグランメール106号、旧住所徳島市昭和町１丁目32番地の２
再生債務者　島田　吉朗
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年５月７日まで
平成27年４月９日　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（再ロ）第８号
長野県松本市大字里山辺219番地７
再生債務者　中野江理子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年５月11日まで
平成27年４月13日　長野地方裁判所松本支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１３号
福岡市東区香住ケ丘２丁目16番43―301号
再生債務者　上野　幸一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月７日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再ロ）第１２号
福岡市早良区西新１―４―24
再生債務者　水嶋　勇樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月10日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再ロ）第４６号
大阪市東成区中本３丁目17番６―310号
再生債務者　枡田　直也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第７号
静岡県焼津市小土401番地の１
再生債務者　松永　　清
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月13日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（再ロ）第３号
静岡県駿東郡清水町伏見592―２　グレース伏見Ａ304
再生債務者　堤　　栄二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月13日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係